

改正

平成11年10月26日訓令第19号

平成14年11月29日訓令第9号

只見町在宅介護支援センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり高齢者等やその介護者等の在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅介護に関する様々なニーズに対応した各種の保健及び福祉サービスが総合的に受けられるように只見町、サービス実施機関等の連絡調整を図り、地域のねたきり高齢者等及びその家族の福祉の向上を図るため、在宅介護支援センター運営事業（以下「事業」という。）を実施する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、只見町とする。ただし、この事業を実施する場合において、只見町は、事業運営の全部又は一部を社会福祉法人に委託することができるものとする。

(実施施設)

第3条 この事業は、只見町在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）において実施することとする。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、65歳以上の者であつて、身体が虚弱又はねたきり若しくは認知症等のために日常生活を営むのに支障があるもの又はこれらの者を介護する者とする。ただし、介護保険に関して相談を受ける場合には、利用対象者を40歳以上とする。

(事業内容)

第5条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 在宅介護に関連した各種相談に対する電話、面接等による総合的な対応
- (2) 要介護高齢者等のニーズに適した保健福祉サービスの評価、調整及び促進
- (3) 要介護高齢者等及びその介護者に必要な保健福祉サービスの利用申請手続
- (4) 地域における要介護高齢者の実態等の把握並びに各種の保健福祉サービスの広報及び啓発
- (5) 介護機器の展示並びに利用対象者の身体状況に応じた介護機器の紹介及び選定
- (6) 在宅介護支援センター運営協議会の開催

(7) その他、地域における在宅介護の支援に関する事業

(計画、台帳、マニュアル等の整備等)

第6条 支援センターは次に定める関係書類を整備するものとする。

(1) 計画的なサービスを提供するための年間事業計画及び月間事業計画

(2) 継続的支援及び処遇の適正な実施を図るため、相談を受けた要介護高齢者等及びその家族に関するケース台帳等

(3) 夜間等における緊急の相談に素早く対応するため、関係機関と協議のうえ、必要な機関との連絡方法、緊急時の在宅サービスの利用に伴う利用申請手続等の取扱等の対応マニュアル等(支援センター運営協議会の設置等)

第7条 支援センターには、その円滑な運営を図るため、支援センター運営協議会を設置し、支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うものとする。

2 支援センターは、活動対象地域内の実情に応じて相談協力員を配置するものとする。

(利用料)

第8条 利用料は原則として無料とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月26日訓令第19号)

この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月29日訓令第9号)

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。